

特許権	判決年月日	令和2年3月24日	担当部	知財高裁第1部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第10102号		
○ 名称を「立坑構築機」とする特許発明について、主引用発明に副引用発明を組み合わせることにについて阻害する要因があるなどとして、当業者が容易に発明をすることができたものではないとされた事例。				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2018-800120号事件, 特許第3694724号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「立坑構築機」とする被告の特許について、原告らが無効審判の請求をしたところ、不成立の審決がされたことから、原告らがその取消しを求めた審決取消訴訟である。原告らは、取消事由として、進歩性の判断に誤りがあると主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告らの請求を棄却した。

(1) 取消事由1(引用発明1及び同2に基づく進歩性判断の誤り)について

ア 本件発明と引用発明1との相違点

本件発明では、「把持機構は、それぞれの両端部を各々接続して環状の歯車付ベアリングを構成する複数に分割された円弧状ベアリング片を備えている」(…構成要件のE)のに対し、引用発明1では、「旋回ベアリング6」が「外歯歯車6c」を有し、また「昇降フレーム4」が「旋回ベアリング6」を固定する「取付座4a」を分断するように「分割」されるものの、「旋回ベアリング6」自体は分割されないとともに、「それぞれの両端部を各々接続して環状の歯車付ベアリングを構成する複数に分割された円弧状ベアリング片」は備えていない点。

イ 相違点に係る容易想到性(引用発明1に引用発明2'を適用することについて)

引用発明1は、大口径の鋼管杭(ケーシング)の圧入、引抜きを行うための回転式ケーシングドライバに関し、引用発明2'は、種々の径のケーシングに対応することができ、現場打杭に使用される回転式ボーリングマシンに関するから、両発明の技術分野は共通する。

しかし、引用発明1では、小さく分割することでその輸送を容易にしながら、ケーシングドライバの大型化を図ることのできる構造の、昇降フレームを提供することを目的とするのに対し、引用発明2'では、種々のケーシングチューブに適用し、掘削排土及びケーシングチューブの回転の両操作を同時に行うことのできる回転式ボーリングマシンを提供することを目的とするので、両発明の目的は異なる。

また、引用例1には、引用発明1の把持機構(旋回ベアリング6、回転リング7、及びバンド装置14)に代えて、引用発明2'の把持機構(クランプ部2)を採用することに関する記載も示唆も認められない。

そうすると、引用発明 1 に引用発明 2' を適用することについて、直ちに動機付けがある
と評価することはできない。

そこで、更に両発明の構成をみると、引用発明 1 の「旋回ベアリング 6、回転リング 7、
及びバンド装置 14」と引用発明 2' の「クランプ部 2」は、いずれもケーシングの回転及
び把持の機能を有する点において共通する。

しかし、上記の目的の相違に対応して、引用発明 1 の「昇降フレーム 4」は、旋回ベア
リング 6 を取り付ける「取付座 4a」を分断するように分割する構成を有し、その「取付
座 4a」のサイズは一定であり、種々の径の旋回ベアリング 6 を固定できるよう拡大や縮
小が可能なものではないのに対し、引用発明 2' の割ライナー 4 及び割クランプ 3 は、種々
の径のケーシングチューブをクランプするために締付拡大可能なものであり、回転駆動さ
れる割ライナー 4、及び割ライナー 4 を回転可能に支承する側の割クランプ 3 の両者が、
締付ジャッキ 5 の動作によってその径を変更することのできるものである。このような引
用発明 2' の割ライナー 4 及び割クランプ 3 を、旋回ベアリング 6 の径の変更に対応するた
めの構成を有しない引用発明 1 の「昇降フレーム 4」上の「取付座 4a」にそのまま取り
付けることはできないから、引用発明 1 に引用発明 2' を組み合わせるためには、分割可
能な「昇降フレーム 4」及び「取付座 4a」という引用発明 1 の構成自体を変更する必要が
生じる。

そうすると、引用発明 1 に引用発明 2' を組み合わせることについては、これを阻害する
要因があるというべきである。

(2) 取消事由 2（引用発明 1 及び同 3 に基づく進歩性判断の誤り）について

本件発明の構成要件 E は、立坑構築機の「把持機構」の構造について、「それぞれの両
端部を各々接続して環状の歯車付ベアリングを構成する複数に分割された円弧状ベアリン
グ片を備えている」と特定するものである。

引用発明 3 は、相違点に係る構成要件 E を有していないというべきであるから、仮に引
用発明 1 に引用発明 3 を適用したとしても、相違点に係る構成に至ら…ない。

(3) 取消事由 3（引用発明 1 及び周知技術に基づく進歩性判断の誤り）について

上記周知技術は、相違点に係る構成要件 E を有していないというべきであるから、仮に
引用発明 1 に上記周知技術を適用したとしても、相違点に係る構成に至らない。